

2015年4月17日

各 位

会 社 名 マックスバリュ東北株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 内田和明
(コード番号 2655 東証第2部)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 古谷憲介
(電話 018-847-2771)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2015年4月17日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2015年5月20日開催予定の第43期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約の締結対象者の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように変更するものであります。なお、定款第26条の変更を議案として提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| (社外取締役の責任限定契約) 第26条 当社は、 <u>社外取締役との間で</u> 、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 第27条～第33条 (条文省略) | (取締役の責任限定契約) 第26条 当社は、取締役 <u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 第27条～第33条 (現行どおり) |
| (社外監査役 of 責任限定契約) 第34条 当社は、 <u>社外監査役との間で</u> 、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 | (監査役 of 責任限定契約) 第34条 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2015年5月20日
定款変更の効力発生予定日 2015年5月20日

以上